

## 小川町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

（平成28年11月29日）  
（告示第200号）

（趣旨）

第1条 この告示は、小川町立図書館（以下「図書館」という。）における図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）を定めることにより、町民の図書館利用サービスの向上を図るとともに、図書館の雑誌に民間企業等の情報発信の場を提供するため、雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において雑誌スポンサー制度とは、図書館において利用者の閲覧に供される雑誌を提供しようとする者（以下「スポンサー」という。）との間に契約を締結することにより、スポンサーが提供する雑誌最新号用カバー（以下「雑誌カバー」という。）に当該スポンサーの広告を表示し、図書館が当該雑誌を利用者の閲覧に供する制度をいう。

（雑誌の選定）

第3条 スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。ただし、スポンサーが当該雑誌リストに未登載の雑誌の提供を希望する場合は、図書館と協議するものとする。

2 同一雑誌について、複数のスポンサーから雑誌提供の申込みがあった場合は、原則として申込み時点における先着順とする。

（広告の規格等）

第4条 掲載する広告の規格及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 雑誌カバーの表面には、縦4センチメートル以下、横13センチメートル以下で、スポンサー名を表示したラベルを中央付近に貼付する。
- (2) 雑誌カバーの裏面には、雑誌カバーに収まるサイズで、スポンサーが作成した片面印刷の広告を掲載する。
- (3) 雑誌架には、縦5センチメートル以下、横17センチメートル以下で、スポンサー名を表示したラベルを貼付する。

（広告の内容）

第5条 広告及びスポンサー名は、町の公共性及び信頼を損うおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、雑誌スポンサー制度の対象としない。

- (1) 政治又は宗教活動に関するもの
- (2) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 求人広告に関するもの
- (6) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの  
(申込対象者)

第6条 本制度に申込みをすることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 企業及び個人の事業者
- (2) 公共的団体又はこれに類するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、スポンサーになることができない。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者
- (4) そのものの行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められるもの

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の決定、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の決定又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の決定を受けたもの

(6) 法令、町の条例又は規則に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けているもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、スポンサーとして適当でないと町が認めるもの  
(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は、町長が掲載を決定した日の属する月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに町長又はスポンサーのいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(申込方法)

第8条 雑誌スポンサー制度の申込みをしようとするもの(以下「申込者」という。)は、小川町立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、広告案その他町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出するものとする。

(覚書)

第9条 申込者は、覚書(様式第2号)により町と契約を締結するものとする。

(支払方法)

第10条 スポンサーは、雑誌の購入代金を一括先払いにより、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。この場合において、振込手数料は、スポンサーの負担とする。

(提供雑誌の所有権)

第11条 雑誌スポンサー制度により提供された雑誌の所有権は、町に帰属するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前において行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

小川町立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

小川町長 宛て

申込者 住 所  
会 社 名  
代表者名  
電話番号

印

雑誌に表示するスポンサーの名称	
提供する雑誌の名称	週刊・月刊・その他 第1希望 第2希望 第3希望
雑誌提供希望期間	年 月 日から 年 月 日
広告の内容	
その他	

備考 広告案及び会社概要が分かるものを添付してください。

様式第2号（第7条関係）

覚 書

小川町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
は、小川町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、閲覧用雑誌の提供に関し、下記のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から次の雑誌の提供を受けるものとする。

雑誌名	雑誌提供期間

（広告掲載の方法）

第2条 甲は乙から提供を受けた雑誌の最新号に閲覧用カバーを掛け、乙の広告を当該雑誌のカバー裏面に表示するものとする。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

（提供期間）

第3条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は、1年間とする。但し、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれかより解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

（広告掲載の責務）

第4条 乙は、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了してしることを図書館に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連した苦情の申立て又は損害賠償等の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地  
小 川 町  
役 職  
氏 名

㊟

乙 所在地  
会社名  
役 職  
氏 名

㊟